

第 14 号 議 案

令和 5 年度長崎県交通事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度長崎県交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 車 両 数		362 両
乗 合		314 両
貸 切		48 両
(2) 年間走行料	14,530,000 km	(1 日平均) 39,809 km
乗 合	12,984,000 km	(1 日平均) 35,573 km
貸 切	1,546,000 km	(1 日平均) 4,236 km
(3) 年間輸送人員	11,132,000 人	(1 日平均) 30,499 人
乗 合	10,847,000 人	(1 日平均) 29,718 人
貸 切	285,000 人	(1 日平均) 781 人
(4) 主な建設改良事業		
車 両 購 入		14 両 100,574 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、企業債 500,000千円を借り入れる。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		5,229,540 千円
第 1 項 営 業 収 益		4,058,703 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		1,015,097 千円
第 3 項 特 別 利 益		155,740 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		5,110,071 千円
第 1 項 営 業 費 用		4,996,883 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		113,188 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 282,609千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額75,159千円、当年度分損益勘定留保資金207,450千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			1,147,712 千円
第1項 企業債			1,133,000 千円
第2項 建設補助金			8,018 千円
第3項 固定資産売却代金			6,694 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			1,430,321 千円
第1項 建設改良費			1,141,746 千円
第2項 企業債償還金			287,858 千円
第3項 投資			717 千円
(債務負担行為)			

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
交通局行政事務機器賃借等	令和6年度	千円 2,985
交通局行政県有施設等管理業務	令和6年度	269,178
交通局行政機器等保守業務	令和6年度	2,162
インタンク軽油購入等	令和6年度	299,475
県営バスターミナル業務委託等	令和6年度	135,080
自動車任意保険	令和6年度	37,228
営業所解体工事費	令和6年度	33,865

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 1,133,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和5年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から40年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
新型コロナウイルス公営企業特別減収対策	500,000			
計	1,633,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(2) 資本的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,400,764 千円

(2) 交際費 435 千円

(他会計からの補助金)

第10条 交通事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、231,792千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	土地、建物及び付帯構造物	長崎自動車株式会社が所有するバス営業所	一式

令和5年2月20日提出

長崎県知事 大石 賢吾